

令和3年分の確定申告について

令和3年分所得税の確定申告の時期が近づいてまいりました。

寄付金控除の申告に際し、例年お問い合わせいただくよくある質問「寄付金控除画面の入力方法」について、以下の通りご案内いたします。ご参考にしていただけたら幸いです。

国税庁確定申告書作成コーナー：寄付金控除の種類選択の画面より

【確定申告書等作成コーナー】-寄付金の種類の選択について

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

確定申告書等作成コーナー

寄付金の種類の選択について

寄付金の種類の選択がわからない場合は、以下の表に従い選択してください。

寄付金の内容	作成コーナーで選択する事項（寄付金の種類）
国に対する寄付をした場合	国に対する寄付金
都道府県、市区町村に対する寄付をした場合（ふるさと納税など）	都道府県、市区町村に対する寄付金（ふるさと納税など）
日本赤十字社を通じて義援金を寄附した場合	日本赤十字社支部に対する寄付金
住所地（※）の日本赤十字社支部に対する寄付をした場合	
住所地（※）以外の日本赤十字社支部に対する寄付をした場合	
共同募金会を通じて義援金を寄附した場合	共同募金会に対する寄付金
住所地（※）の共同募金会に対する寄付をした場合	
住所地（※）以外の共同募金会に対する寄付をした場合	
政党（支部を含みます。）、政治資金団体に対する寄付をした場合	政党及び政治資金団体に対する寄付金
都道府県知事、指定都市市長が認定したNPO法人等に対する寄付をした場合	認定NPO法人等に対する寄付金
以下の法人等に対する寄附や指定寄附金を支出した場合（税額控除に係る証明書をお持ちの場合）	公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金
・公益社団法人 ・公益財団法人 ・私立学校法人で学校、専修学校及び各種学校の設置を主たる目的とする法人 ・社会福祉法人（共同募金会以外） ・更生保護法人	
・国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構（修学支援事業に充てられるもの）	上記以外の寄附金控除に該当する寄附金
・一定の要件を満たす特定公益信託に対し金銭を支出した場合 ・資金管理団体、その他の政治団体、一定の公職の候補者に対する寄附をした場合	
以下の法人等に対する寄附や指定寄附金を支出した場合（税額控除に係る証明書をお持ちでない場合）	上記以外の寄附金控除に該当する寄附金
・独立行政法人 ・一定の要件を満たす地方独立行政法人 ・自動車安全運転センター ・日本司法支援センター ・日本私立学校振興・共済事業団 ・日本赤十字社本部	
・国立大学法人、公立大学法人（修学支援事業以外に充てられるもの） ・大学共同利用機関法人 ・国立高等専門学校機構	

熱海伊豆山土砂災害義援金へご支援いただいた方は、こちらの項目となります。

税額控除対象の「**修学支援基金**」へのご寄附で「**税額控除**」を選択される場合は、「**公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金**」を選択してください。（該当する場合、税額控除に係る証明書をすでに送付しております。）

上記以外の場合は、「**上記以外の寄附金控除に該当する寄附金**」を選択してください。

該当するものを選択してください。

- ☐ 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金（横浜市）
- ☐ 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金（東京都、神奈川県）
- ☐ 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- ☐ 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

お住まいの都道府県、市区町村について該当するものを選択してください。
※ご不明な場合は、直下青枠内をご参照ください。

◆ 確定申告の詳細は、国税庁またはお住まいの地域の税務署へお尋ねください。

（お問い合わせ先）東京工業大学社会連携課

Email:syaren@jim.titech.ac.jp

Tel:03-5734-2415/2417 Fax:03-5734-2485

152-8550 東京都目黒区大岡山2-12-1,T2

お問い合わせフォーム



<https://bit.ly/3fo5DVU>